

市長提出議案 審査報告

令和6年度から8年度までの

介護保険料基準額、所得段階の変更

第22号 介護保険料の増加・所得段階の増加

あつたところを、国の制度に基づき第13段階まで増やし、本年4月1日から施行するもの。

ここでは、主な市長提出議案（予算に関する議案以外）の内容と委員会審査を含めた審議の経過などについて、お知らせします。

相馬市介護保険事業計画の見直しに伴い、令和6年度から令和8年度までの第1号被保険者の介護保険料を定めるため、所要の改正を行うもの。月額基準額6,470円は、年額保険料の7万7,640円を12カ月で割った数字であり、所得段階第5段階を基準額としている。また、今回の改正に当たり、今までは所得段階が第9段階で

	令和6～8年度	令和3～5年度
所得段階	年額保険料	年額保険料
第1段階	22,130円	22,580円
第2段階	37,660円	37,620円
第3段階	53,190円	52,670円
第4段階	69,880円	67,720円
第5段階	77,640円	75,240円
第6段階	93,170円	90,290円
第7段階	100,940円	97,820円
第8段階	116,460円	112,860円
第9段階	131,990円	127,910円
第10段階	147,520円	
第11段階	163,050円	
第12段階	178,580円	
第13段階	186,340円	

地方自治法の改正に基づき、会計年度任用職員に対して勤勉手当を支給するために改正を行うもの。

第32号 会計年度任用職員への勤勉手当の支給

勤勉手当の支給対象となる会計年度任用職員数について問う。

概ね180名程度を見込んでいる。

勤勉手当支給にかかる予算額について問う。

総額5,023万7,000円の見込みである。

第24号 体験実習館の利用料を変更

今まで施設の利用にあたって、3時間単位（9時～12時、12時から15時、15時から18時）で利用料を2,220円としていたが、利用者からの要望を受け、利用を1時間単位で利用料を740円に変更するもの。併せて、利用状況を踏まえて、閉館時間を18時から17時に変更するものとなり、4月1日から施行するもの。



道の駅そうま体験実習館

	変更前	変更後
利用単位	3時間毎	1時間毎
利用料	2,220円	740円
利用時間	9時～18時	9時～17時

第25号 チャレンジショップの利用期間延長

新規創業者支援施設「相馬市チャレンジショップ」の利用期間は許可日から3カ月延長が3カ月以内で、最大6カ月の利用であったが、要望等を踏まえ、許可日から6カ月以内、延長を6カ月以内とし、最大1年間の利用を可能とするもの。なお、現在、4月から1年間、イメージコンサルティングサロンを創業したい旨の申請があり、手続きを進めている。

チャレンジショップとは…商業およびサービス業などの独立開業を目指す新規創業者の育成や支援を行うため支援施設。実際にお客さまと対面しながら商売を行っていく中で、そのノウハウを学ぶことができます。

申し込み要件や使用料について

	振興ビル1階	塚田事務所
出店者の資格	18歳以上	18歳以上
業種	小売業・サービス業（飲食店は除く）	小売業・サービス業
月額使用料	10,000円（光熱水費込み）	25,600円（別途各部屋および共同施設の光熱水費は利用者負担）
所在地	相馬市中村字塚ノ町65番地の16	相馬市中村字塚田72番地